



令和3年11月 8日

東京都知事
小池百合子様

東京都社会保険労務士会
会長 寺田 晃



要 望 書

貴職におかれましては、『都民ファースト』の視点での行財政改革・構造改革を推進されるとともに、小池都知事の強力なリーダーシップのもと、東京都は、新型コロナウイルス感染症に対して徹底した感染防止対策とその精緻な運営能力を発揮され、オリンピック・パラリンピック開催を成功に導かれたことに心から敬意を表します。

世界的な祭典を終えた今、引き続き感染症対策の徹底に加え、経済の再生、回復に向けた政策の展開にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化などに直面しており、こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題となっています。

当会では、働き方改革をはじめとした様々な事業に取り組んでおり、とくに新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援策では、労務管理上の実務（休業補償、テレワーク、時差出勤等）について、企業経営者からのご相談に対応させていただくとともに、東京都が実施している「東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業」及び「東京都新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業」に協力し、都内企業への社会保険労務士の派遣により助言及び提案等を行っています。

私たち社会保険労務士は、小池都知事が目指す「ワーク・ライフ・バランス」から「ライフ・ワーク・バランス」への転換も視野に入れ、一人ひとりの幸せ、家族の幸せの実現に向けて、一層の努力を重ねてまいります。

日本経済を牽引する首都東京において、東京都民並びに都内で働く皆様が元気で安心・安全に働けるような社会を構築するため、以下の要望にご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 労働条件調査の導入等について

社会保険労務士による「労働条件調査」は、一般競争入札等により国又は地方自治体が行う公共事業の実施に関する委託を受けた企業について、労働基準法等の労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができる職場となっていることを確認するものです。

労働者が安心・安全に働ける職場こそが、業務受託企業が提供する国民サービスの質の向上に繋がります。

なお、当会は、東京都の要請により東京都指定管理者を対象とした労働条件調査を実施（令和2年度3施設、令和3年度3施設）するとともに、東京都区域内の基礎自治体が所有する施設について、「社会保険労務士による労働条件調査」を導入している18区2市に対して、149施設を調査・報告したところです。

また、公共サービス基本法（平成21年5月20日法律第40号）では、国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとされています。

つきましては、社会保険労務士の専門的な知識やノウハウを一層活用していただき、指定管理者選定・更新、指定管理契約の中間審査として、社会保険労務士による「労働条件調査」の導入及び活用を要望いたします。

2 学校教育における労働・社会保険等の教育の実施について

近年いわゆるブラック企業やブラックバイト等の労働者を疲弊させる労働環境が社会問題化しており、労働者にとって自分の身を守るための基本的な法律知識の習得が一層必要になると考えます。

また、学生の間はあまり意識しない「労働保険・社会保険」が実質的なセーフティネットとしての機能を果たしている点を理解していただくことも重要です。

当会は、将来社会に出る生徒、学生に対し、社会人としてのルールや働くうえでの基本的な労働関係の法律、社会保険制度の仕組み等を内容とする「出前授業」を実施し、「働くこと」の大切さを認識させ、安心して働くための支援を行っています。これらの取組は、誰もが活躍でき、「働き方改革」の目指す、よりよい将来の展望を持てるようにすることが可能となり、ひいては、SDGs（持続的な開発目標）における具体的な取組であると考えています。

つきましては、学校教育において、労働法制上の知識獲得等を目的とした授業科目を開設するとともに、日常的に労働・社会保険等業務を担う社会保険労務士を当該授業の講師として、活用していただきますよう要望いたします。

以上